

令和2年7月11日（土）からの図書館サービスについて

※感染拡大の状況によっては、休止期間やサービスを変更する場合があります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の「緊急事態宣言」が広島県で解除されたことに伴い、尾道市立図書館では7月11日（土）から、次のようにサービスを変更させていただきます。引き続き**3密を避けて利用いただきますよう**、ご協力をお願いいたします。**※赤字部分が変更点です。**

●各図書館サービス

○利用できるサービス

- ・館内資料の利用、閲覧（書架への立ち入り）
- ・資料の貸出
- ・資料の返却
- ・予約・リクエストの受付 予約方法:**インターネット、窓口**（予約申込用紙）
- ・貸出期間の延長
- ・閲覧席の利用（席を半減して利用可）
- ・資料の複写
- ・インターネット端末の利用（間隔を空けて利用可）
- ・OPAC【蔵書検索端末】
- ・有料貸出パソコンの利用
- ・相互貸借 ・寄贈図書受付
- ・レファレンス・サービス
- ・視聴覚コーナーでの閲覧（間隔を空けて利用可）
- ・中央図書館の学習室（席を半減して利用可）、ラウンジ一部利用可、**集会室の使用（席を半減して利用可）**、視聴覚ホール（席を半減して利用可）
- ・みつぎ子ども図書館のプレイルームの使用（人数制限・時間制限あり）

●移動図書館（BM）のサービス

- ・移動図書館（BM）は、サービスを再開します。

【イベント等について】

- ・イベントは再開します。イベント情報はHP等でご確認ください。

【お問い合わせ先】

尾道市立中央図書館

電話（0848）37-4946 FAX（0848）37-0870